



# 宮 崎 県 公 報

平成21年9月14日 (月曜日) 第 2117 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	
<b>公 告</b>	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (農村整備課) 2	
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示 (3件) …………… (河川課) 2	
○宅地建物取引業法に基づく事務所の所在地を確 知できない宅地建物取引業者の公告 …………… (建築住宅課) 3	
	<b>病院局公告</b>
	○入札公告 (2件) …………… 3
	<b>公安委員会規則</b>
	○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則 …………… 5
	<b>公安委員会公告</b>
	○警備員指導教育責任者講習の実施について …………… 7
	<b>選挙管理委員会告示</b>
	○不在者投票のできる施設の指定変更 …………… 7
	○不在者投票のできる施設の指定取消し …………… 8
	<b>内水面漁場管理委員会指示</b>
	○漁業法に基づく指示 …………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第 629号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字諸和久山3575
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 630号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字中野 130-1・130-2・134-9 (以上3筆について次の図に示す部

- 分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字中野 130-1・130-2・134-9 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 631号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年9月14日から平成21年9月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字 塩見字谷ノ 奥 13672番	旧	12.5 ~ 24.4	272.9

		1 地先から 同市同大字 字天神森 1 3203 番 1 地 先まで	新	5.4 ~	264.3
				13.6	
				12.2 ~	272.9
				24.4	

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年9月14日から平成21年9月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東白杵郡美 郷町北郷区 入下字黒瀬 1 番 1 地先 から同郡同 町同区入下 字奥梶 270 番 1 地先ま で	旧	16.2 ~ 110.8	162.9
				新	20.0 ~ 110.8	162.9

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）から平成21年2月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日蔭土地改良区（五ヶ瀬町）から平成21年5月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称  
一級河川五ヶ瀬川水系北川

- 2 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
延岡市鹿小路4690番 1 地先から同市鹿小路4740番 2 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 延岡市  
住所 延岡市東本小路 2 番地 1  
代表者の氏名 延岡市長 首藤 正治
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面の維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成21年9月14日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称  
一級河川五ヶ瀬川水系北川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
延岡市川島町3356番 1 地先から同市同町4103番 4 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 延岡市  
住所 延岡市東本小路 2 番地 1  
代表者の氏名 延岡市長 首藤 正治
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面の維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成21年9月14日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称  
一級河川五ヶ瀬川水系祝子川

- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
延岡市山月町五丁目5853番地先から同市柚木町 724番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 延岡市  
住所 延岡市東本小路2番地1  
代表者の氏名 延岡市長 首藤 正治
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面の維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成21年9月14日から道路の存続する日まで

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者について、当該宅地建物取引業者の免許証番号、商号又は名称、代表者の氏名等を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成21年9月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

免許証番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日
宮崎県知事(9)第2490号	有限会社第一ハウス	濱田 正孝	宮崎市瀬頭2-7-26	平成18年12月18日
宮崎県知事(1)第4472号	株式会社オフィル	森田 邦裕	宮崎市大淀3-5-28 大淀貳番館2-C	平成19年3月14日
宮崎県知事(9)第2726号	鈴建	鈴木 龍馬	宮崎市大塚町小原田2112-2	平成20年3月17日

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年9月14日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 人工心肺装置一式

- (2) 購入物品の特質等 別添仕様書のとおり
- (3) 物品納入期限 平成22年1月29日
- (4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成21年宮崎県告示第234号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成21年10月23日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062
- (2) 期間 平成21年9月14日から平成21年11月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 期間 平成21年9月14日から平成21年11月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 提出期限 平成21年11月4日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

#### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館 宮崎県税・総務事務所総務事務センター入札室 住所 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- (2) 日時 平成21年11月5日午前10時

#### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

- 8 入札の無効に関する事項  
宮崎県病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 住所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7062
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 12 その他  
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Heart - lung Machine 1 set  
(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 4 November,2009  
(3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government,1-9-10,Tachibanadori Higasi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7062

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 21 年 9 月 14 日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 購入物品及び数量 血管造影装置 3 式 (設置に必要な工事を含む。)  
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。  
(3) 納入期限 平成 22 年 3 月 16 日  
(4) 納入場所 県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院  
(5) 入札方法 (1) の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 平成 21 年宮崎県告示第 234 号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。  
イ 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。  
ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者で

あること。  
オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 21 年 9 月 29 日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

**3 契約条項を示す場所及び期間**

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086
- (2) 期間 平成 21 年 9 月 14 日から平成 21 年 11 月 4 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

**4 入札説明書の交付場所及び交付期間**

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 期間 平成 21 年 9 月 14 日から平成 21 年 11 月 4 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

**5 入札説明会の場所及び日時**

- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 733 号室 住所 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 平成 21 年 9 月 29 日午前 11 時

**6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法**

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 提出期限 平成 21 年 11 月 4 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては、書留郵便に限る。) により提出すること。

**7 開札の場所及び日時**

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 宮崎県税・総務事務所総務事務センター入札室 住所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- (2) 日時 平成 21 年 11 月 5 日午前 11 時

**8 入札保証金**

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号) 第 81 条の規定による。

**9 入札の無効に関する事項**

宮崎県病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

**10 落札者の決定の方法**

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

**11 契約に関する事務を担当する部局等**

宮崎県病院局経営管理課財務担当 住所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086

**12 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**13 その他**

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Angiography System 3 set

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 4 November,2009

(3) Contact point for the notice: Administration Division,  
Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural  
Government, 1-9-10, Tachibanadori Higasi, Miyazaki-City, 880-  
8501 Japan. TEL: 0985-26-7086

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月14日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

### 宮崎県公安委員会規則第14号

#### 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時適性検査の通知及び命令等)</p> <p>第33条 法第 102条第 6 項又は第 107条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は、<u>別記様式第23号の通知書によって行うものとする。</u></p> <p>2 法第90条第 8 項又は第 103条第 6 項に規定する適性検査の受検命令にあっては<u>別記様式第23号の 2</u>の適性検査受検命令書を、診断書の提出命令にあっては<u>別記様式第23号の 3</u>の診断書提出命令書によって行うものとする。</p> <p>(運転経歴証明書の申請)</p> <p>第33条の 4 [略]</p> <p>2 法第 104条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書の交付の申請を行おうとする者は、免許写真を添付した<u>別記様式第23号の 4</u>の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 法第 104条の 4 第 6 項に規定する運転経歴証明書の様式は、<u>別記様式第23号の 5、第23号の 6 又は第23号の 7</u>のとおりとする。</p>	<p>(臨時適性検査の通知及び命令等)</p> <p>第33条 法第 102条第 1 項から第 3 項までに規定する臨時適性検査を行う場合の通知は<u>別記様式第23号の通知書により、同条第 4 項若しくは第 5 項又は第 107条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は別記様式第23号の 2 の通知書により行うものとする。</u></p> <p>2 法第90条第 8 項又は第 103条第 6 項に規定する適性検査の受検命令にあっては<u>別記様式第23号の 3</u>の適性検査受検命令書により、診断書の提出命令にあっては<u>別記様式第23号の 4</u>の診断書提出命令書により行うものとする。</p> <p>(運転経歴証明書の申請)</p> <p>第33条の 4 [略]</p> <p>2 法第 104条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書の交付の申請を行おうとする者は、免許写真を添付した<u>別記様式第23号の 5</u>の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 法第 104条の 4 第 6 項に規定する運転経歴証明書の様式は、<u>別記様式第23号の 6、別記様式第23号の 7 又は別記様式第23号の 8</u>のとおりとする。</p>

別記様式第23号の 7 を別記様式第23号の 8 とし、別記様式第23号の 2 から別記様式第23号の 6 までを 1 様式ずつ繰り下げ、別記様式第23号中「第 102条第 6 項」を「第 102条第 4 項・第 5 項」に改め、同様式を別記様式第23号の 2 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第23号 (第33条関係)

臨 時 適 性 検 査 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第1項・第2項・第3項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の  
の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

拒 否  
保 留  
取 消 し  
効力の停止

適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の交通違反	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)		
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)		
備 考		

※ 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

※ この通知について、不明な点がある場合には、警察本部交通部運転免許課聴聞係（代表0985-31-0110）までお問い合わせください。

附 則

この規則は、平成21年10月2日から施行する。

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年9月14日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

## 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4号警備業務	平成21年11月4日(水)、5日(木)	20名

## 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

## 3 講習の場所

宮崎市学園木花西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

## 4 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

## (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成21年10月1日(木)から10月14日(水)の午前9時から午後5時まで。

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者に限る。)

ウ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限り。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

- 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。
- 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成21年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

名称	変更事由	新旧の別	変更内容

社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎	名称	新	社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎
		旧	全国社会保険協会連合会宮崎社会保険介護老人保健施設サンビュー宮崎

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成21年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

名 称	所 在 地	取消年月日
日向市立養護老人ホーム 鈴峰園	日向市東郷町山陰辛13番地1	平成21年8月17日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 117号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成21年9月14日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である柵とにより構成されるものをいう。

(漁場及び統数制限)

2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市岡元町 岡元地先

ウ 延岡市北方町 川水流地先

(行使内容の事前届出)

3 漁業権者は、操業開始日の1か月前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。

(操業期間)

4 あゆやな漁業の操業期間は、平成21年10月1日以降落着を設けた日から連続する50日間とする。

(採捕管理義務)

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから7グラムとする。

7 漁業権者は、平成22年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、平成21年9月14日から平成22年6月30日までとする。